

内航海運業法・船員法改正

～オペレーターに「船員の過労防止措置」等が、
荷主に「法令の遵守への配慮」が義務付けられました～

内航貨物船の運航計画の見直し・増加費用の適正負担の
検討をお願いします！

内航船員不足への懸念が指摘される中、必要な人材を確保し、安定的な内航輸送を維持するためには、長時間労働の是正や休日の確保など「船員の働き方改革」を進めていくことが必要です。

船員の労働時間は、船舶の運航計画と極めて密接な関係にあるため、船員の過労を防止し、法令を遵守するためには、オペレーターや荷主の皆様のご理解と協力が必要不可欠です。具体的な取組を進めて頂きますよう、お願い申し上げます。

1. 船員の過労防止措置等の義務付け **令和4年4月1日施行**

- オペレーターは、**船員の労働時間を考慮した適切な運航計画の作成その他の過労防止措置**を講じなければなりません。
- オペレーターは、過労防止措置を講ずるにあたり、**オーナーの意見を尊重**しなければなりません。



(内航海運業法第12条)

オペレーターは、安全管理規程において、運航計画等の作成時における船員の労働時間管理の確認に関する事項を定めなければなりません。

(内航海運業法施行規則第13条第3号ロ(1))



- 荷主は、**オペレーターが法令を遵守できるよう、配慮**しなければなりません。(内航海運業法第29条)

参考

内航貨物船員の労働時間規制 (基本) (船員法)

【原則】 1日 8時間以内、1週間 (※) 40時間以内

※基準労働期間の平均

【上限】 1日 14時間以内、1週間 72時間以内 (※)

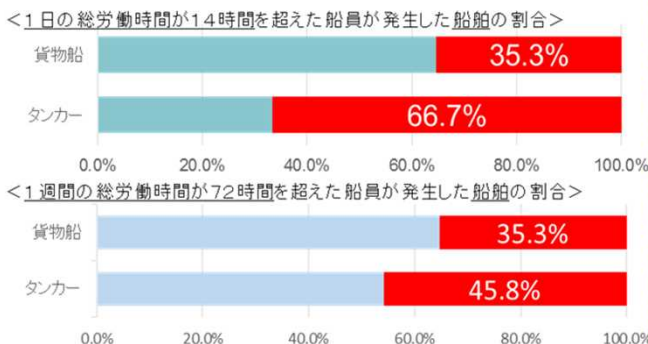
※労使協定の締結が必要。労使協定による時間外労働は4週間あたり56時間が限度。

- ✓ 荷役時間の長さと労働時間の長さには相関関係が見られます。
- ✓ 長時間の荷役が予定される場合には、船員の作業から陸上作業員の作業への変更、荷役後の休息時間の確保などの対応を検討する必要があります。

参考：内航船員の労働実態

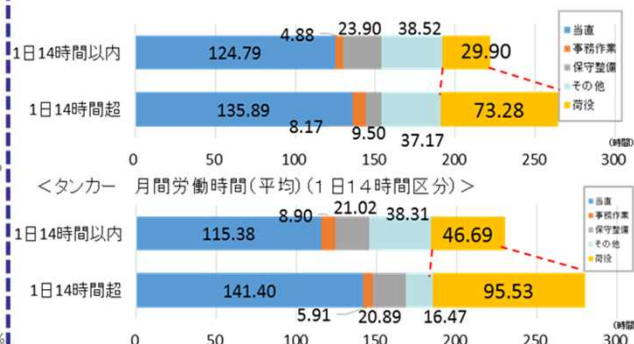
2. 長時間労働者の発生状況

- (1) 調査期間中、1日の労働時間が14時間を超えた船員が発生した船舶の割合は、貨物船で35.3%。タンカーで66.7%。
- (2) 調査期間中、1週間の労働時間が72時間を超えた船員が発生した船舶の割合は、貨物船で35.3%。タンカーで45.8%。



3. 荷役による作業負担の状況

荷役時間の長さと労働時間の長さには相関関係が見られた
(1日の労働時間が14時間超の船員と14時間以内の船員の間で、荷役を除いた労働時間にはさほど大きな差は見られなかった)。



(出典) 交通政策審議会 海事分科会 基本政策部会資料 (令和元年6月28日) より抜粋

2. 船員の労働時間の範囲の見直し

令和5年4月1日施行

- 航海当直 (ワッチ) の通常の交代(引継)の時間や、防火操練等の各種操練の時間が、労働時間の 上限規制 (1日・1週間) や時間外労働の割増手当 (3割以上) の対象となります。(船員法第68条の改正)



⇒ 経営層もご参加の上、運航計画の作成・運用方針の見直しや、増加費用の適正負担のご検討をお願いします。

オーナーからの声を改善のヒントとし、

運航計画の作成・運用に活用しましょう!

より良い運航計画の作成・運用や関連する業務の見直しに、

内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン

をご活用ください。

国土交通省ホームページ

⇒ https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000074.html



国土交通省海事局